

# 水道事故等発生時の職員の動員体制及び行動要領

## 1. 動員体制

職員は、防災安全推進室長等の連絡により参集する。

### (1) 連絡参集

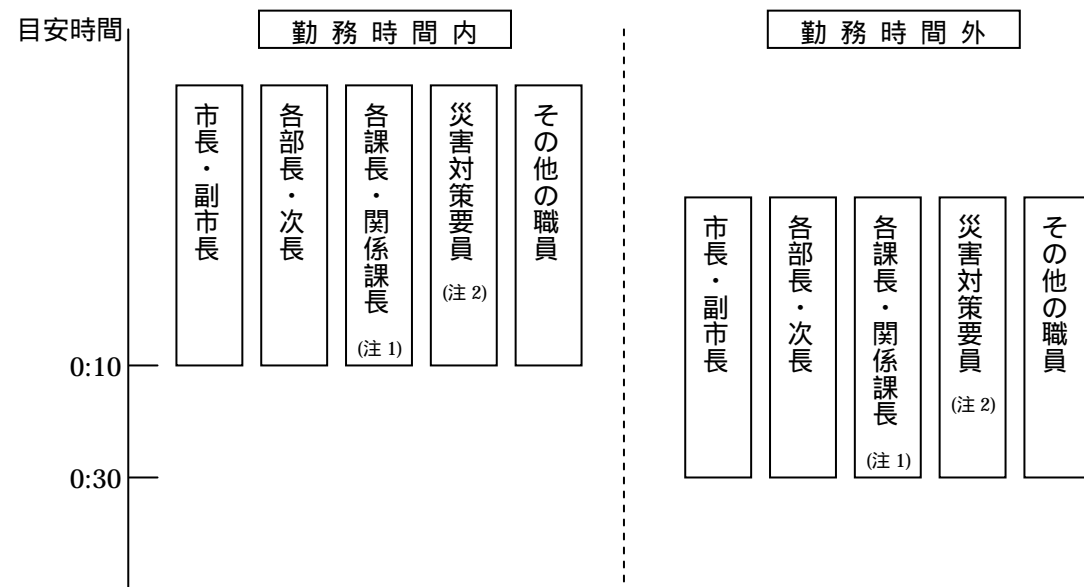
八戸圏域水道企業団（以下「水道企業団」という）において、市民生活に多大な影響が生ずる水道事故が発生した場合には、各部長以下全職員は、防災安全推進室長等の連絡により直ちに勤務場所に参集する。

連絡系統は次の通り。

防災安全推進室長等 各部筆頭課長 各部長・次長・各課長 全職員

### (2) 参集に要する時間等

職員の参集までの目安時間は、概ね次の通りとする。



### (3) 参集状況の報告

各部の参集状況等を防災安全推進室に報告する。

注1 「関係課」とは、八戸市地域防災計画において、市長が防災と特に関わりがあるものとして指定した次の課をいう。

広報市民連携課、住民税課、資産税課、収納課、商工労政課、観光課、農業振興課、水産振興課、健康福祉政策課、市民課、国保年金課、文化スポーツ振興課、環境政策課、環境保全課、清掃事務所、下水道業務課、下水道建設課、下水道施設課、港湾河川課、道路建設課、道路維持課、都市政策課、公園緑地課、市民病院管理課、交通部運輸管理課、教育総務課

注2 「災害対策委員」とは、各課長が災害の警戒及び応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

## 2. 行動要領(勤務時間内・時間外共通)

目安時間

0:00 水道事故等が発生し、水道企業団から通報が入る

- 全職員は、防災安全推進室長等の連絡により直ちに勤務場所に参集する。  
(防災安全推進室長等は、各部筆頭課長に連絡する。連絡を受けた筆頭課長は、部長、次長、部内各課長に連絡する。)
- 防災安全推進室及び関係課等の緊急措置は、次の通りとする。  
防災安全推進室：連絡用職員の派遣、情報収集、本部員会議(注3)の準備  
秘書課：防災安全推進室長からの状況を市長等に報告
- 参集の状況報告を各部で取りまとめ、防災安全推進室へ報告する。  
(勤務時間内においては約10分後、勤務時間外においては約30分後までに報告。)
- 本部員(各部長等)は、各班長(各課長等)を指揮し、分担事務(注4)における次の事項について体制の構築を図る。  
要援護者支援体制：健康福祉部、防災対策部  
広報支援体制：総合政策部、消防本部、防災対策部  
給水支援体制：市民生活部、文教部  
その他：各部所管事項に係る対応(注5)
- 本部員は各班の体制構築状況を把握し、勤務時間内においては約30分後、勤務時間外においては約60分後までに、防災安全推進室に報告する。

0:30 第1回本部員会議

- 事故状況、被害状況の報告
- 支援内容の確認、支援体制の決定
- 職員参集状況、各部支援体制構築状況の報告
- 各部所管事項の対応方針の説明
- 次回会議日程、本部長指示事項など

1:00 各支援、各部対応の実施

(1:30) 第2回本部員会議

- 事故状況、被害状況の報告
- 各部支援状況の報告
- 各部所管事項の対応状況の報告
- 次回会議日程、本部長指示事項など

以降随時開催

注3 本部員会議は、本部長が水道企業団の対策本部を指揮する場合には、副本部長等が指揮する。

注4 各部所管事項(分担事務)については、八戸市地域防災計画に準ずるとともに、水道事故等に係る被害の特性を考慮し対応する。

注5 その他各部所管事項の例  
総合政策部：諸団体(町内会等)への協力要請に関する  
こと

総務部：職員の動員に関する  
こと

〃：市議会との連絡に関する  
こと

調査財政部：車両等の確保及び配置に関する  
こと

市民生活部：在住外国人支援団体及び外国人等との  
連絡調整に関する  
こと

環境部：断水期間中の廃棄物処理に関する  
こと

〃：断水期間中の施設運転に関する  
こと

文教部：断水期間中の学校給食に関する  
こと